

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年8月26日

支出負担行為担当官

帯広開発建設部長 齋藤 大作

1 業務概要

- (1) 業務名 帯広開発建設部管内河川防災情報検討業務
(電子入札対象案件・電子契約対象案件)
- (2) 業務の目的
本業務は、十勝川下流の防災関係機関や地域住民の地震・津波発生から収束までの対応や防災関係機関の連携・協力事項について、これまでに整理した「津波タイムライン素案」を基に、十勝川下流域における「津波タイムライン試行版」を作成するものである。
- (3) 業務内容
本業務の業務内容は、別添「特記仕様書（案）」のとおり。
主な業務内容は以下のとおりである。
 - ・計画準備
 - ・資料収集・整理
 - ・津波タイムライン試行版の作成
 - ・報告書作成
- (4) 履行期間 令和8年12月4日から令和9年8月31日まで。
- (5) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (6) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。
- (7) 本業務は「低価格受注業務がある場合における予定管理技術者等の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。
- (8) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月3日付国官技第309号、国官総第182号、国営整第141号、国港総第501号、国港技第78号、国空予管第991号、国空空技第379号及び国空交企第267号）の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていること。
- ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和 60 年 4 月 1 日付け北開局工第 1 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 設計共同体

(1)に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 8 月 26 日付け北海道開発局長）に示すところにより、北海道開発局長から帯広開発建設部管内河川防災情報検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けているものであること。

なお、設計共同体の競争参加資格に関する公示は、北海道開発局ホームページに掲載する（下記アドレス参照）。

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000zi04.html>

(3) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

3 技術提案書の提出者を選定するための基準（詳細は説明書による）

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

4 技術提案書を特定するための評価基準（詳細は説明書による）

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力
配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案

※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒080-8585 北海道帯広市西 5 条南 8 丁目 帯広第 2 地方合同庁舎
北海道開発局帯広開発建設部契約課 入札スタッフ

電話 0155-67-4181

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

説明書は、令和8年8月26日から令和8年10月16日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は13時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年8月26日9時00分から令和8年9月8日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年10月1日9時00分から令和8年10月16日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ

(4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 上記2(1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業又は2(2)に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業を構成員とする場合を含む。）も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限において、当該資格の決定を受けていなければならない。

(6) 技術提案書に関するヒアリングを行わない。

(7) 詳細は説明書による。